

国際私法

(9月22日)

いりいなふく
担当 入稲福 智

【問題】

1. 我が国では、() 歳より成人となる (民法第 条)。
2. 我が国では、男性は() 歳より、また、女性は() 歳より結婚できる (民法第 条)。
3. (1) A国の法律によると18歳で成年になるものとする。その国出身の男性(18歳)は、日本では成年と扱われるか、それとも未成年と扱われるか。

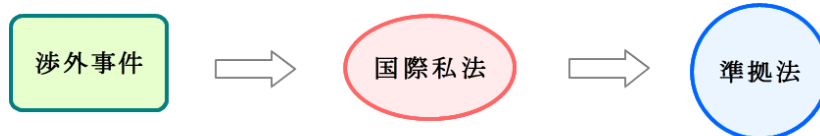
(2) A国の法律によると、男女とも18歳にならないと結婚できないものとする。日本人の女性(16歳)は、A国の男性と結婚しうるか。

・これらの問題において、日本法が適用されるとすると、どのような問題が生じるか。

・「法の適用に関する通則法」() は、3の国際事件() に適用される法律について定めている。

行為能力 → 第4条第1項 → 本人の本国法 → () による

婚姻の成立要件 → 第24条第1項 → 各人の本国法 → 日本人女性については()
A国人男性については()
による



我が国は「法の適用に関する通則法」という名称の法律を制定している。